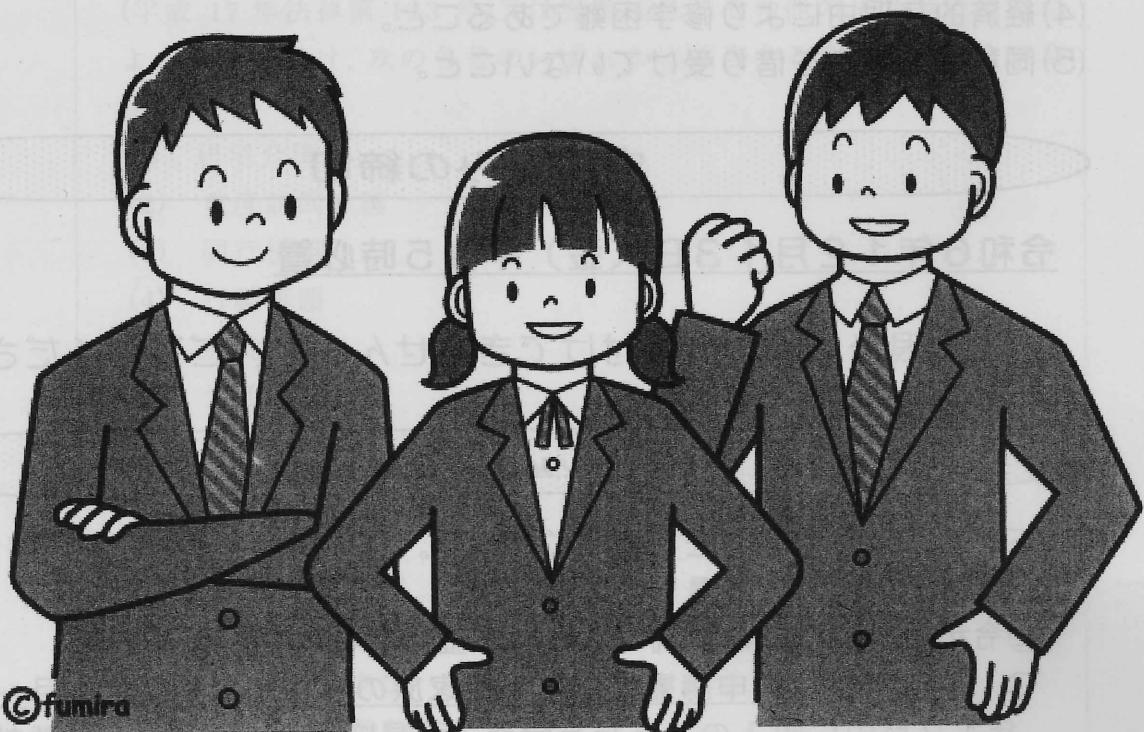


(私立中学生向け)

新宿区奨学生募集のお知らせ

高等学校・高等専門学校等へ進学を希望している中学3年生の皆さんへ



©fumira

新宿区では、学習意欲があり、かつ経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への入学が困難な人を対象として、令和7年度の新宿区奨学生を募集します。

奨学生には、入学の準備に要する資金（奨学資金）を無利子で貸し付けます。※返還免除規定あり

次のページからの「奨学生の条件」等をよく読んで、保護者、担任の先生に相談のうえ応募してください。

奨学生の条件

- (1)新宿区に令和6年4月1日以前から引き続き居住していること。
- (2)高等学校・高等専門学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校の高等課程に進学すること。
- (3)成績優秀であること。（学習意欲や学校生活における活動等も選考内容に含みます）
- (4)経済的な理由により修学困難であること。
- (5)同種の奨学金を借り受けていないこと。

申し込みの締切

令和6年12月13日（金）午後5時必着

（期限後は一切受け付けできませんので、ご了承ください。）

申し込み手続き

- (1)下記の①と②の書類をご用意ください。

①奨学資金貸付申請書

②令和6年度住民税課税〔非課税〕証明書（以下に掲げる方）

奨学資金貸付申請書に記入した家族のうち、令和5年1月～令和5年12月中に収入のあった方全員（所得控除・扶養親族の記載があるもの）

連帯保証人

※住民税課税〔非課税〕証明書は、新宿区役所6階税務課及び各特別出張所で発行を受けることができます。新宿区民でない連帯保証人の方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

- (2)在学校の校長に「奨学生推薦調書」を作成してもらいます。

- (3) (1)と(2)の書類を新宿区教育委員会事務局教育調整課（「問い合わせ先」参照）に提出してください。

※奨学資金貸付申請書及び奨学生推薦調書は、新宿区教育委員会事務局教育調整課で配布しています。（区内私立中学校に在学の場合、在学校でも配布可能です。）

申請書記入上の注意事項

申請書は、選考上の大切な資料ですから、申請者ご本人が事実をありのままに記入してください。虚偽の記載をしたときや、記入漏れがある場合には、選考から除外されたり、採用後取り消しとなることがあります。

(1) 実際に入学する学校と違っていても構いませんので、志望校は必ず記入してください。(公立・私立、全日・定時も必ず記入。)

(2) 連帯保証人は次の要件を備えた1名をたててください。

* 独立の生計を営んでいること。

* 貸付を受ける奨学資金の弁済をする資力を有すること。

(3) 年収は、収入のある方全員令和5年1月～令和5年12月までの所得を記入してください(住民税課税〔非課税〕証明書の所得金額を記入)。無職や失職のときは、生計費の基となっている収入について、記入してください。

(4) 職業欄については、勤務先等を具体的に記入してください

(5) 生活保護等を受給されている方は、指定の記入欄に必ず○印を付けてください。

(6) 裏面は連帯保証人と連署してください。

申し込み後の流れ

(1) 中学校長は、申請書、成績、その他の資料を基に希望者の人物、健康、学力、家計の状況などについて検討し、奨学生となる要件を満たしていると認められる生徒を教育委員会に推薦します。

(2) 教育委員会で、奨学生選考審査会で審査し、予算の範囲内で奨学生の決定を行い、令和7年2月中にご本人に通知します。

貸付金の額及び貸付期間

(1) 貸付金の額

国公立 200,000円

私立 500,000円

(2) 貸付金の交付

入学決定後、本人名義の普通預金口座に振り込みます。

奨学生の心得

奨学生は、本区の奨学資金に関する規定を守り、教育委員会及び学校の指示に従い、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

返還について

- (1) 貸付を終了した 1 年後から 10 年以内に、月賦払いで返還していただきます。奨学生ご本人宛てに納入通知書を送付させていただきます。
- (2) 無利子ですので、利息はかかりませんが、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年 10.95% の割合で違約金を徴収します。

※貸付額と返還額の例

学校の区分	貸付額	最長返還期間	年間の返還目安額 (注)
国公立	200,000 円	10 年	27,200 円
私立	500,000 円	10 年	57,200 円

(注)「年間の返還目安額」は、最長返還期間で返還計画を立てた場合の返還初年度の返還額です。初年度は端数調整分が加算されるため、2 年目以降は返還額が下がります。

返還免除

以下の要件を満たした場合、返還が免除されます。

- (1) 当該奨学金に係る高等学校等を正規の修業年限で卒業していること
(2) 返還期限が到来した貸付資金を返還していること（当該貸付資金がある場合に限る）
(3) 以下の内、いずれかの要件を満たしていること

- ・高等学校等卒業日後、通算して 3 年以上の期間、区内に住所を有し、かつ、2 年度分以上の特別区民税を区に納付していること
- ・教員免許を有し、東京都の教育職員として、公立学校で通算して 3 年以上従事すること
- ・幼稚園教諭免許を有し、特別区の教育職員として、公立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園のいずれかに 3 年以上従事、または、私立幼稚園の教育職員として区内で 3 年以上従事すること
- ・別紙「返還免除対象資格等一覧」に掲げる国家資格等を有し、区内の事業所等で当該資格を要する業務に 3 年以上従事すること
- ・別紙「返還免除対象資格等一覧」に掲げる区内の介護保険サービス事業所や障害者福祉施設で 5 年以上従事すること

問い合わせ先

ご不明な点は、

在学の中学校 または、

新宿区教育委員会事務局 教育調整課 管理係

TEL 03-5273-3070 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

まで お問い合わせください。

返還免除対象資格等一覧

【返還免除の対象となる国家資格、免許等】

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士
精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)第 2 条に規定する精神保健福祉士
理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)第 2 条第 3 項に規定する理学療法士
理学療法士及び作業療法士法第 2 条第 4 項に規定する作業療法士
保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 2 条に規定する保健師、同法第 5 条に規定する看護師又は同法第 6 条に規定する准看護師
言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)第 2 条に規定する言語聴覚士
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 4 に規定する保育士
その他教育、医療、保健又は福祉に関する国家資格のうち特に必要と認めるもの

【返還免除の対象となる事業所等】

区分	
介護	<p>1 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)その他の法令等の規定により指定又は許可を受け、次の各号のいずれかに該当する事業等を行う事業所等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護(介護予防を含む。) (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護 (7) 通所リハビリテーション(介護予防を含む。) (8) 短期入所生活介護(介護予防を含む。) (9) 短期入所療養介護(介護予防を含む。) (10) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。) (11) 福祉用具貸与(介護予防を含む。) (12) 特定福祉用具販売(介護予防を含む。) (13) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 (14) 夜間対応型訪問介護 (15) 地域密着型通所介護 (16) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む。) (17) 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)

	<p>(18) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)</p> <p>(19) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>(20) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)</p> <p>(21) 居宅介護支援</p> <p>(22) 介護老人福祉施設</p> <p>(23) 介護老人保健施設</p> <p>2 その他特に必要と認める事業所等</p>
障害	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)又は児童福祉法その他の法令等の規定による指定を受け、次の各号のいずれかに該当する事業等を行う事業所等</p> <p>(1) 居宅介護</p> <p>(2) 重度訪問介護</p> <p>(3) 同行援護</p> <p>(4) 行動援護</p> <p>(5) 療養介護</p> <p>(6) 生活介護</p> <p>(7) 短期入所</p> <p>(8) 施設入所支援</p> <p>(9) 自立訓練</p> <p>(10) 就労移行支援</p> <p>(11) 就労継続支援</p> <p>(12) 就労定着支援</p> <p>(13) 自立生活援助</p> <p>(14) 共同生活援助</p> <p>(15) 相談支援</p> <p>(16) 児童発達支援</p> <p>(17) 放課後等デイサービス</p> <p>(18) 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>(19) 保育所等訪問支援</p> <p>2 その他特に必要と認める事業所等</p>